

# 苫小牧市立地適正化計画

## 届出の手引き



2023年3月

# 目 次

---

<b>1.立地適正化計画の概要</b>	1
1-1 立地適正化計画について	1
1-2 立地適正化計画で定める区域	1
<b>2.届出制度について</b>	2
2-1 届出制度の目的	2
2-2 届出の流れ	2
<b>3.居住誘導区域外で届出が必要となる行為</b>	3
3-1 届出の対象となる行為	3
3-2 届出に必要となる書類	3
<b>4.都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為</b>	4
4-1 届出の対象となる行為	4
4-2 届出に必要となる書類	5
<b>5.都市機能誘導区域内における届出(休・廃止)</b>	5
5-1 届出の対象となる行為	5
5-2 届出に必要となる書類	5
<b>6.届出を要しない軽微な行為</b>	5
<b>7.届出に関するQ&amp;A</b>	6
<b>8.届出様式</b>	10

## 1.立地適正化計画の概要

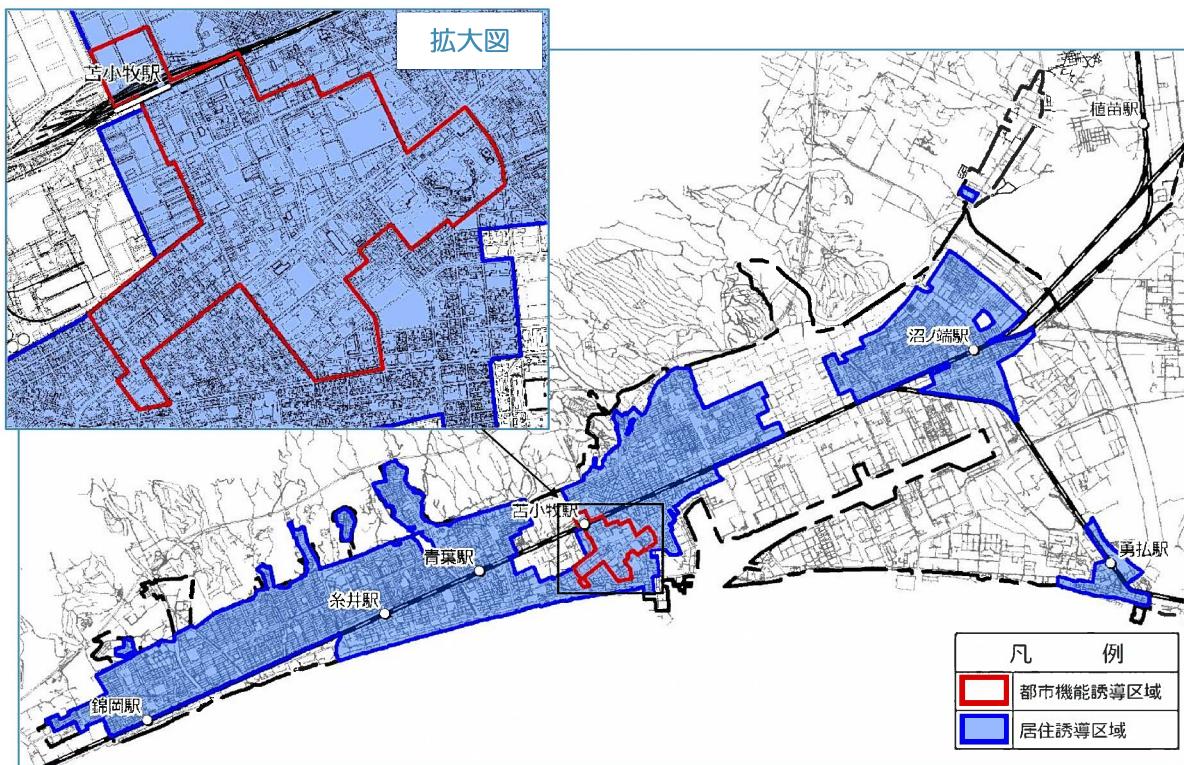
### 1-1.立地適正化計画について

苫小牧市では、人口減少や厳しい財政制約の中で、医療・福祉・商業などの都市機能を維持し、将来にわたり持続可能な都市経営を可能にするための指針として、令和5年(2023)年3月に「苫小牧市立地適正化計画」(以下、本計画という)を策定しました。

### 1-2.立地適正化計画で定める区域

本計画では、都市機能や居住の誘導を図ることを目的として以下の法定区域を定めています。

居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域



※苫小牧市ホームページ『苫小牧市立地適正化計画』のページに区域を示した図面を掲載しています。

## 2.届出制度について

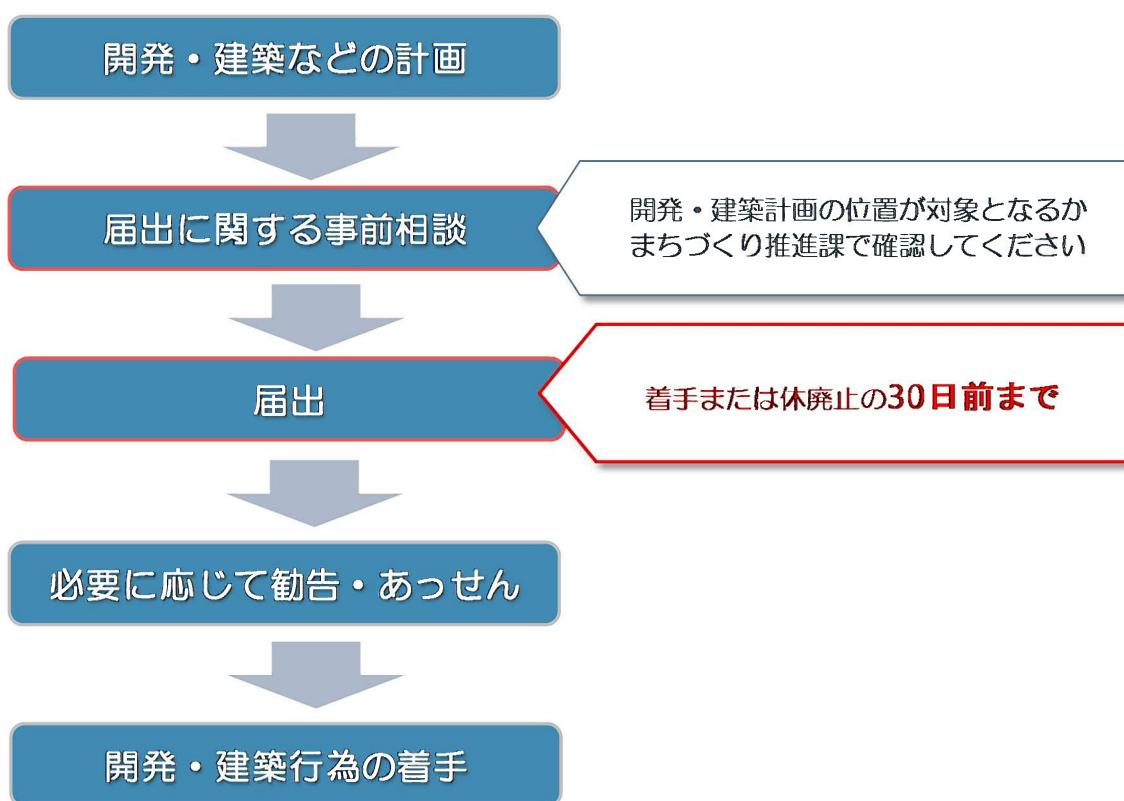
### 2-1.届出制度の目的

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発等や都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動き等を把握することにより、本計画の適切な運用を図ることを目的とするものです。

### 2-2.届出の流れ

立地適正化計画の公表日（令和5（2023）年3月20日）以降、居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外において、一定規模以上の住宅や誘導施設の建築等を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに苦小牧市へ届出が義務付けられています。

また、都市機能誘導区域内において誘導施設を休・廃止を行おうとする場合についても、休・廃止を行おうとする日の30日前までに苦小牧市への届出が義務付けられています。



### 2-3.届出先・問合せ

苦小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

電話番号 : 0144-32-6054

FAX : 0144-34-7717

メールアドレス : matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp

### 3.居住誘導区域外で届出が必要となる行為

#### 3-1.届出の対象となる行為

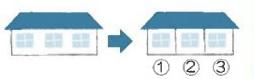
都市再生特別措置法（第88条第1項）に基づき、居住誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、苫小牧市への届出が義務付けられています。

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
建築等行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

##### 《開発行為》

届出必要	
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの
例) 3戸の開発行為 	例) 1戸 1,500m <sup>2</sup> の開発行為 

##### 《建築等行為》

届出必要	
① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合	② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
例) 3戸の建築行為 	例) 建物を3戸の住宅にする改築行為 

#### 3-2.届出に必要となる書類

届出の際には、以下の必要な書類を添付して下さい。

対象となる行為	届出様式	添付図書等
開発行為	様式1	<input type="checkbox"/> 当該行為を行う土地の区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺1/1,000以上) <input type="checkbox"/> 設計図(縮尺1/100以上) <input type="checkbox"/> その他参考となる事項を記載した図面
建築等行為	様式2	<input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺1/100以上) <input type="checkbox"/> 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺1/50以上) <input type="checkbox"/> その他参考となる事項を記載した図面
届出内容の変更	様式3	<input type="checkbox"/> 変更内容に示す上記の図面

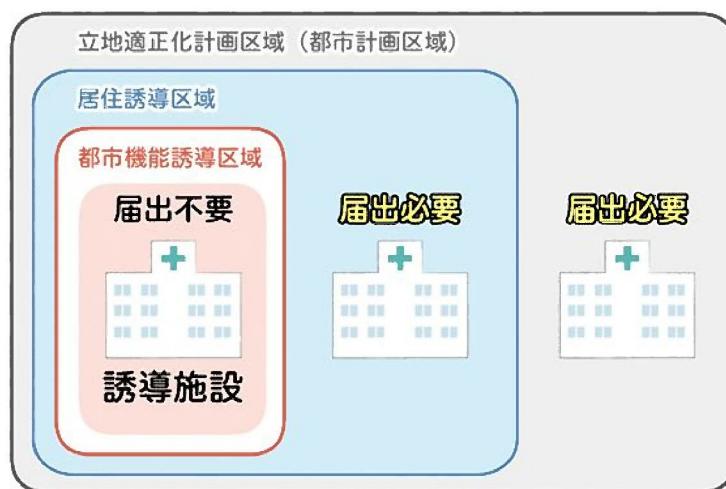
※届出様式は、苫小牧市ホームページ「苫小牧市立地適正化計画」のページにてダウンロードできます。

## 4.都市機能誘導区域外で届出が必要となる行為

### 4-1.届出の対象となる行為

都市再生特別措置法（第108条第1項）に基づき、都市機能誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合には、苫小牧市への届出が義務付けられています。

開発行為	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



### 【誘導施設】

誘導施設とは、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。苫小牧市では、以下の施設を誘導施設として設定しています。

誘導施設	誘導施設の定義
市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
子育て支援センター	児童福祉法第6条第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
大規模商業施設	用途に供する部分の延床面積が10,000 m <sup>2</sup> 以上を有する施設
病院	二次救急医療病院
地域交流センター相当施設 (コミュニティセンター、福祉会館等を除く)	市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設
図書館（分室及び分館を除く）	図書館法第2条第1項に規定する施設
博物館 (登録博物館・博物館相当施設)	博物館法第2条第1項もしくは博物館法第29条に規定する施設

## 4-2.届出に必要となる書類

届出の際には、以下の必要な書類を添付して下さい。

対象となる行為	届出様式	添付図書等
開発行為	様式4	<input type="checkbox"/> 当該行為を行う土地の区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1/1,000 以上) <input type="checkbox"/> 設計図(縮尺 1/100 以上) <input type="checkbox"/> その他参考となる事項を記載した図面
建築等行為	様式5	<input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 1/100 以上) <input type="checkbox"/> 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 1/50 以上) <input type="checkbox"/> その他参考となる事項を記載した図面
届出内容の変更	様式6	<input type="checkbox"/> 変更内容に示す上記の図面

※届出様式は、苫小牧市ホームページ「苫小牧市立地適正化計画」のページにてダウンロードできます。

## 5.都市機能誘導区域内における届出(休・廃止)

### 5-1.届出の対象となる行為

都市再生特別措置法（第108条の2 第1項）に基づき、都市機能誘導区域内における誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、苫小牧市への届出が義務付けられています。

### 5-2.届出に必要となる書類

届出の際には、以下の必要な書類を添付して下さい。

対象となる行為	届出様式	添付図書等
休止または廃止	様式7	なし

※届出様式は、苫小牧市ホームページ「苫小牧市立地適正化計画」のページにてダウンロードできます。

## 6.届出を要しない行為

次に掲げる行為については届出の必要はありません。

- ① 軽易な行為とその他行為（仮設など）
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

## 7.届出に関するQ&A

【 1 】	届出の対象となる区域について
Q 1	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。
A 1	苫小牧市ホームページ『苫小牧市立地適正化計画』のページに区域を示した図面を掲載しています。 なお、詳細は苫小牧市まちづくり推進室まちづくり推進課へお問い合わせください。
Q 2	敷地が誘導区域内外にわたる場合、届出は必要ですか。
A 2	届出対象行為を行おうとする敷地の一部でも、誘導区域外にある場合は、届出が必要です。

【 2 】	届出の対象となる行為等について
Q 1	届出対象となる『住宅』とはどういったものですか。
A 1	『住宅』とは、一戸建住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取扱をご参考ください。
Q 2	サービス付高齢者向け住宅や社宅についても『住宅』に該当しますか。
A 2	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは『住宅』として取り扱います。
Q 3	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A 3	申請者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には届出の対象になります。
Q 4	開発行為時に届出を行った場合でも、届出は必要ですか。
A 4	開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。
Q 5	仮設建築物は届出対象になりますか。
A 5	仮設建築物は届出対象なりません。
Q 6	休止と廃止の違いは何ですか。
A 6	施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。
Q 7	誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。
A 7	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。

Q8	休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。
A8	休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3ヶ月以上休止する場合には届出が必要となります。 建て替えや改装等についても目安として3ヶ月以上休止する場合には届出が必要となります。
Q9	宅地分譲を目的とする開発行為も届出が必要ですか。
A9	3戸以上の宅地分譲を目的とする開発行為や、3戸未満であっても規模が1000m <sup>2</sup> 以上のものは必要となります。
Q10	3戸以上の既存住宅を改築し3戸以上の住宅とした場合、届出は必要ですか。
A10	改築や用途変更した後の建築物が3戸以上の住宅となる場合は、届出の対象となります。

【 3 】 届出の対象となる誘導施設について	
Q1	一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか。
A1	一部でも定義（P4）に合致する誘導施設を有する場合は対象となります。
Q2	誘導施設の定義に合致しない施設については届出の必要はありませんか。
A2	必要ありません。
Q3	1つの建物で複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか。
A3	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。 ただし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載が必要になります。
Q4	コンビニエンスストアやドラッグストアは届出対象になりますか。
A4	面積要件未満であれば届出対象にはなりません。

【 4 】 届出の書類について	
Q 1	届出書や必要書類等はどこで入手できますか。
A 1	苫小牧市ホームページ上の『苫小牧市立地適正化計画』のページにてダウンロードできます。
Q 2	届出書は何部必要ですか。
A 2	正・副の2部提出してください。
Q 3	届出書の建築物の用途とは何を記載すればよいですか。
A 3	都市機能誘導については誘導施設名を、居住誘導については建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。

【 5 】 届出の期日について	
Q 1	届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A 1	届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をお願いします。
Q 2	開発許可申請や確認申請と提出日は一緒でなければなりませんか。
A 2	同一日でなくても問題ありません。 ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請等に先立ち相談、提出をお願いします。
Q 3	届出はいつから必要ですか。
A 3	届出制度は、苫小牧市立地適正化計画を公表した日から必要となります。
Q 4	策定日から30日以内に着工する予定をしており、30日前の届出ができない場合はどうすればいいでしょうか。
A 4	速やかに届出するようお願いします。

【 6 】	その他全般について
Q 1	この届出により、建築等の計画に修正を求められることがありますか。
A 1	必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合）のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。 (都市再生特別措置法第88条第3項、第108条第3項、第108条の2第2項)
Q 2	都市機能誘導区域外には誘導施設に位置付けられた施設は立地できなくなりますか。
A 2	都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが禁止されるものではありません。 都市機能誘導区域内に施設を立地する際は、様々な支援策を受けられる場合があるなどのメリットがあります。
Q 3	届出に関する罰則はありますか。
A 3	届出をしない又は虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。
Q 4	なぜ届出が必要なのですか。
A 4	居住誘導区域外における住宅開発行為や、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握し、人口密度や日常生活に必要なサービス機能などの計画的な維持・誘導を図るためです。
Q 5	届出をした証明はもらえますか。
A 5	届出書類の審査後、受領印を押印の上で、副本を返却します。 副本の返却をもって手続きは完了となるため、届出済の証明となります。
Q 6	今後、区域や誘導施設が変更となることがありますか。
A 6	本計画は概ね5年毎に分析・評価を予定しており、届出の対象が変更する可能性があります。

## 8.届出様式

### 《様式 1》

様式 1		
開発行為届出書		
都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
苦小牧市長様		
届出者 住所 氏名		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
		(住宅用区画数)
	6 その他必要な事項	(連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

#### (添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

## 《様式 1 記入例》

様式1 記入例		様式 1
開発行為届出書		
都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
<p>○届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入 ○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入</p> <p>20XX年 ○月 ○日 行為に着手する30日前に提出</p>		
<p>届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号 氏名 苫小まい</p> <p>所在地(地番)を記入</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇 平方メートル
	3 住宅等の用途	一戸建て住宅
	4 工事の着手予定年月日	20XX年 ○月 ○日
	5 工事の完了予定年月日	20XX年 ○月 ○日
	6 その他必要な事項	(住宅用区画数) <b>3 戸</b> (連絡先) <b>XXX-XXXX-XXXX</b>

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- 設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図面

## 《様式2》

様式 2

### 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して 住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、  
 $\left. \begin{array}{l} \text{住宅等の新築} \\ \text{建築物を改築して住宅等とする行為} \\ \text{建築物の用途を変更して住宅等とする行為} \end{array} \right\}$ について、下記により届け出ます。

年 月 日

苦小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途		
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) ( 戸 数 ) ( 連絡先 )	年 月 日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図面  
位置図等（縮尺1/2,500程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）

## 《様式2 記入例》

### 様式2 記入例

様式 2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して  
住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、  
~~住宅等の新築~~  
~~建築物を改築して住宅等とする行為~~  
~~建築物の用途を変更して住宅等とする行為~~について、下記により届け出ます。

いずれかを選択

20XX年 ○月 ○日

苫小牧市長様

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入  
○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

届出者 住所 旭町○丁目○番○号  
氏名 苫小まい

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 苫小牧市○町○丁目○番○号 地 目 宅地 面 積 〇,〇〇〇 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 20XX年 ○月 ○日 ( 戸 数 ) 10 戸 ( 連絡先 ) XXX-XXXX-XXXX

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
  - 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
  - その他参考となるべき事項を記載した図面
- 位置図等（縮尺1/2,500程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）

## 《様式3》

様式 3

### 行為の変更届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

(連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

・開発行為又は建築等行為の届出に必要な書類

### 《様式3 記入例》

#### 様式3 記入例

様式 3

#### 行為の変更届出書

20XX年 ○月 ○日

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入
- 届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号  
氏名 苛小まい

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

20XX年 ○月 ○日

2 変更の内容

・戸数の変更

(変更前)10戸  
(変更後) 8戸

変更前と変更後の内容がわかるように記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日

20XX年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

20XX年 ○月 ○日

(連絡先) XXX-XXXX-XXXX

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- ・開発行為又は建築等行為の届出に必要な書類

## 《様式4》

様式 4

### 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

苦小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	(連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図面

## 《様式4 記入例》

### 様式4 記入例

様式 4

### 開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入  
○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

20XX年 ○月 ○日

行為に着手する30日前に提出

届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号  
氏名 苛小まい

所在地(地番)を記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇	平方メートル	
	3 建築物の用途	誘導施設とわかる ように記入		大規模商業施設 (床面積が10000m <sup>2</sup> 以上を有する施設)
	4 工事の着手予定年月日	20XX年 ○月 ○日		
	5 工事の完了予定年月日	20XX年 ○月 ○日		
	6 その他必要な事項	(連絡先) XXX-XXXX-XXXX		

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺1/1,000以上）
- 設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺1/100以上）
- その他参考となるべき事項を記載した図面

## 《様式5》

様式 5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは  
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、  
誘導施設を有する建築物の新築  
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為  
について、下記により届け出ます。

年 月 日

苦小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建 築物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (連絡先)	年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
  - ・住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面
- 位置図等（縮尺1/2,500程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）

## 《様式5 記入例》

### 様式5 記入例

様式 5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、  
誘導施設を有する建築物の新築  
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為  
について、下記により届け出ます。

いずれかを選択

20XX年 ○月 ○日

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入  
○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号  
氏名 苦小まい

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 苦小牧市〇町〇丁目〇番〇号 地 目 宅地 面 積 〇,〇〇〇 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築 物の用途	<b>大規模商業施設</b> <b>(用途に供する部分の延床面積が10000m<sup>2</sup>以上を有する 施設)</b>
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 20XX年 ○月 ○日 (連絡先) XXX-XXXX-XXXX

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- 敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
  - 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図（縮尺1/50以上）
  - その他参考となるべき事項を記載した図面
- 位置図等（縮尺1/2,500程度）、求積図（上記図面で面積が確認できない場合）

## 《様式6》

様式 6

### 行為の変更届出書

年 月 日

苦小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

(連絡先)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- ・開発行為又は建築等行為の届出に必要な書類

## 《様式6 記入例》

様式 6

### 様式6 記入例

#### 行為の変更届出書

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入  
○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

20XX年 ○月 ○日

届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号  
氏名 苦小まい

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

20XX年 ○月 ○日

2 変更の内容

##### ・大規模商業施設 延床面積の変更

(変更前)〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>

(変更後)〇〇,〇〇〇m<sup>2</sup>

変更前と変更後の内容がわかるように記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日

20XX年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

20XX年 ○月 ○日

(連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- 開発行為又は建築等行為の届出に必要な書類

## 《様式7》

様式 7

### 誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

苫小牧市長 様

届出者 住所  
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間 年 月 日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

(連絡先)

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

## 《様式7 記入例》

様式 7

### 様式7 記入例

#### 誘導施設の休廃止届出書

- 届出者が個人の場合は、住所・氏名を記入  
○届出者が法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入

20XX年 ○月 ○日

届出者 住所 旭町〇丁目〇番〇号  
氏名 苫小まい

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：苫小牧〇〇デパート

用途：大規模商業施設

所在地：苫小牧市〇町〇丁目〇番〇号

誘導施設とわかるように記入

2 休止（廃止）しようとする年月日

20XX年 △月 △日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

20XX年 □月 □日

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例 倉庫、事務所など

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例 20XX年X月X日除却後、売却予定 など

(連絡先) XXX-XXXX-XXXX

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

## 苫小牧市立地適正化計画 届出の手引き

《発 行》 令和5年（2023年）3月

《編 集》 苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課  
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

《電 話》 0144-32-6054

《メール》 [matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp](mailto:matidukuri@city.tomakomai.hokkaido.jp)